

夢を実現する第一歩のために

2025年6月号

ミツヒロニュース

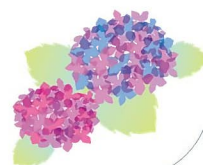


梅雨の季節です。来月には、参院選が予定されています。それに合わせて、各政党から選挙公約が発表されました。この度は、消費税減税がテーマになって議論されるようです。その中で、食料品にかかる8%の消費税率を原則1年間に限って0%に引き下げる案が出ています。経済情勢によっては1回限り期間を延長可能とし、消費税減税の終了後は中低所得者向けに所得税の控除と給付を同時に行う「給付付き税額控除」の導入へ移行する案です。施行されたとしても来年以降となりますが、食料品だけでなく全ての税率を下げることを望みます。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇新しくなった賃上げ促進税制
- ◇企業での導入検討が進む
奨学金返還支援制度
- ◇【国民健康保険】4月から上限額が3万円引き上げへ
- ◇税理士法人設立のお知らせ
- ◇あとがき
「新入社員紹介」



新しくなった賃上げ促進税制

令和6年度税制改正により、中小企業向け賃上げ促進税制に5年間の繰越しの制度が設けられました。控除しきれなかった金額を翌期以降5年間にわたって繰り越すことができるようになります。

1. 中小企業向け賃上げ促進税制とは

中小企業者等が前年度より今年度の従業員の給与総額を増加させた場合に、その増加額の15%~45%(法人税額の20%を限度)を法人税額から控除できる制度です。

上乗せ① 上乗せ②

その年度の給与総額が前年度と比べて1.5%以上増加 ⇒ 税額控除額 = 増加額 × 15% (+10%) (+5%) ※

その年度の給与総額が前年度と比べて2.5%以上増加 ⇒ 税額控除額 = 増加額 × 30% (+10%) (+5%) ※

※法人税額の20%を上限

上乗せ要件①…教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加、かつ今年度の給与総額×0.05%以上

上乗せ要件②…くるみん認定、くるみんプラス認定、えるぼし認定(2段階目以上)を取得したこと等

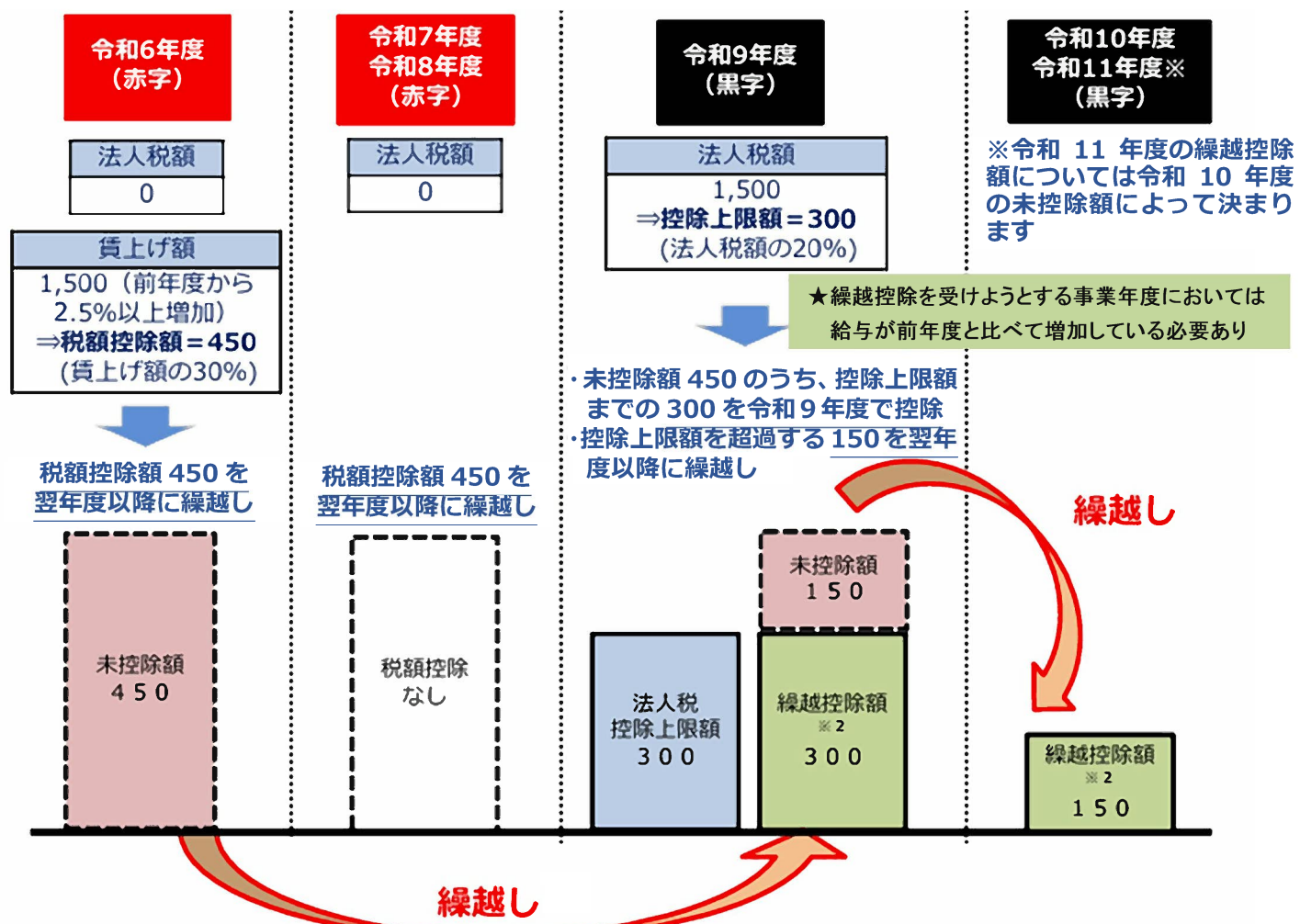


(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 5年間の繰越控除措置(新設)



出典：中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック

3. 教育訓練費とは

従業員の職務に必要な技術又は知識を習得させ又は向上させるために必要な費用をいいます。
役員、役員の親族、使用人兼務役員、内定者が対象のものは含まれません。

No.	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額
1	令和6年5月	AI 技能研修(5 日)	名簿(別添 1)	領収書(別添 1)	¥ 200,000
2	令和6年6月	生産システム研修(1 週間)	名簿(別添 2)	領収書(別添 2)	¥ 400,000
3	令和6年8月	管理職マネジメント研修(1 日)	名簿(別添 3)	領収書(別添 3)	¥ 100,000
合計					¥ 700,000

教育訓練費の明細書を作成し保存する必要があります (提出は不要)

4. ぜひ経営に活かして！

このように、賃上げ促進税制は採用や昇給・育成といった人事周りを、強力にバックアップしてくれる制度です。
ぜひこの制度を有効活用し、自社に必要な人財を採用・育成し、強い会社を作っていく下さい。

企業での導入検討が進む 奨学金返還支援制度

1. 奨学金返済支援制度とは？

奨学金返済支援制度は、従業員の奨学金返済を企業が肩代わりする福利厚生制度です。具体的には、企業が従業員に代わって奨学金の一部または全額を返済機関に支払います。この制度は「代理返還」とも呼ばれ、**2024年10月末時点**で全国で**2,587社**の企業等に登録が拡大しています。

2. メリット

従業員	○経済的負担の軽減：奨学金の返済額が減少するため、毎月の生活に余裕が生まれ、住宅ローンの組み方や結婚・出産などのライフイベントの計画が立てやすくなります。 ○モチベーションの向上：企業からの支援を受けることで、会社への帰属意識や仕事へのモチベーションが高まる可能性があり、昇進のチャンスにもつながります。 ○早期の返済：支援を受けることで、通常よりも早く奨学金を返済できる可能性があり、将来的な金融面での自由度が高まります。 ○税金面：代理返還された金額について所得税は非課税となります。
企業等	○優秀な人材の確保：奨学金返済支援制度を導入することで、企業の魅力が向上し、優秀な新卒者や若手社員の採用に有利になります。とくに、奨学金の返済に悩む高学歴者の獲得につながる可能性があります。 ○従業員の定着率向上：経済的支援により、従業員の満足度や帰属意識が高まり、離職率の低下が期待できます。特に、入社後3年以内の若手社員の定着に効果があるとされています。 ○企業イメージの向上：社会貢献度の高い制度を導入することで、企業の社会的責任（CSR）活動の一環として評価され、企業イメージの向上につながります。 ○税金面：支援額は損金算入できます。又、賃上げ促進税制上の対象給与になります。

3. デメリット

従業員	○退職時のリスク：多くの場合、制度利用中に退職すると支援が打ち切られます。場合によっては、既に受けた支援金の返還を求められる可能性もあります。 ○給与への影響：奨学金返済支援が給与の一部として支給される場合、基本給が抑えられる可能性があり、長期的には昇給や退職金に影響が出る可能性があります。
企業等	○コストの増加：奨学金返済支援制度の導入には、直接的な支援金のほか、制度設計や運用にかかる人件費など、様々なコストが発生します。 ○制度設計の難しさ：支援対象者の選定基準や支援額の決定、支援期間の設定など、公平で効果的な制度設計には多くの検討が必要です。 ○従業員間の不公平感：奨学金を利用していない従業員や、既に返済を終えた従業員との間に不公平感が生じる可能性があり、職場の雰囲気が悪化するリスクがあります。

4. まとめ

奨学金返還支援制度には従業員側にも企業側にもまだまだ課題がありますが、企業を支援するための制度を設けている自治体もあります。自治体によって、対象となる業種が限定されていたり、支援内容も、

企業が代理で返還した金額の一部を補助するケース、奨学金返還支援制度を新たに導入した際に支援するケース等、様々です。まずはどのような制度があるのか、確認が必要です。申請期間を設けている自治体もありますので対象となる年度を含め、最新情報を確認した方が良いでしょう。



【国民健康保険】4月から上限額が3万円引き上げへ

厚生労働省は、個人事業主やフリーランスなどが加入する国民健康保険について、今年の4月から年間保険料の上限額を3万円増額し、全体で109万円となりました。
保険料の見直しについては、少子高齢化に伴って拡大を続ける医療費の財源確保のためにたびたび行われており、上限額の引き上げに関してはこれで4年連続となります。

1. 保険料の内訳

国民健康保険の保険料に関しては、「医療分」と「介護保険」で構成されています。

今回の上限額引き上げの対象となるのは「医療分」であり、昨年度の上限額89万円から3万円が増額され、今年度からは92万円に設定されました。

それに対して「介護保険」については、40～64歳の人が納める保険料であり、こちらの年間保険料に関しては、昨年度の17万円のまま据え置かれることとなります。

したがって、今年度の保険料全体の上限額については、92万円（医療分）+17万円（介護保険）=109万円となります。

2. 引き上げの影響を受ける高所得者層の割合は？

今回の年間保険料の上限引き上げによる影響については、単身世帯では年収約1,170万円以上の場合に該当すると試算されており、国民健康保険に加入する世帯のうち、約1.5%が対象となります。

なお、今回の上限額の見直しは、ボリュームゾーンである中間所得者層の負担を抑えつつ、必要な財源を確保するためには、高所得者層の負担が必要であるとの計算結果に基づいています。

3. まとめ

毎年のように保険料上限の引き上げが続く国民健康保険ですが、今年度も3万円の増額が行われました。

上限額引き上げの対象となる世帯については、全体の約1.5%とのことですが、少子高齢化社会の影響は今後も続いていくことが予想されます。

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00000
	0000年 00月 00日 交付	
	記号 00000000	番号 00
氏名	●●●●●●●●	
生年月日	0000年 00月 00日	
性別	●	
資格取得年月日	0000年 00月 00日	
事業所名称	●●●●●●●●	
住所番号	0000000000	
保険者名称	●●●●●●●●	
保険者所在地	●●●●●●●●	

健康保険

参考文献： ■経営革新支援機関 ■経済産業省 HP ■独立行政法人 日本学生支援機構

税理士法人設立のお知らせ

このたび、光廣税務会計事務所は、「税理士法人 光パートナーズ」として、7月1日より新たな一歩を踏み出すこととなりました。昭和36年3月の開業から65年に亘る皆様の温かいご支援に、改めて感謝申し上げます。

事業形態を法人組織化し、社会に貢献し続けられる税理士法人として、多様化する社会の要請とお客様のご要望にお応えできるよう努めてまいります。また、これからも「お客様の夢を実現するために」皆様と共に歩み続けることができますよう、スタッフ一丸となって取り組む所存です。今後とも末永いご愛顧を賜りますようお願い致します。

あとがき 初めまして、この4月から第5業務部に
配属になりました毛利と申します。

今年の3月に専門学校を卒業し、入社してから1か月が経ち、新しい環境にも少しずつ慣れてきました。最初は緊張しながら入社し、業務に取り掛かっていましたが、今ではできる仕事が増えつつ来て毎日が楽しく感じています。まだまだ至らないところが多々あると思いますが、精いっぱい頑張りますので今後ともよろしくお願いいたします。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

